

かごしま深海魚研究会 会則

(名称)

第 1 条 この会は、かごしま深海魚研究会（以下「本会」という。）と称する。

第 2 条 本会は、「うんまか深海魚」の有効利用、販売促進に関する活動（事業）を行うことにより、漁業者のモチベーションアップと水産業、飲食産業、観光産業の活性化に資することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために、次に掲げる活動（事業）を実施する。

- (1) 「うんまか深海魚」の料理メニュー、加工品の開発
- (2) 「うんまか深海魚」の認知度向上のための各種イベント開催
- (3) その他、目的の達成に必要な活動

第 4 条 会員による活動に当たっては、細則に定める事項を遵守するものとする。

(会員)

第 5 条 本会の目的に賛同し、入会を申し込んだ個人、企業・団体、飲食店および販売店を会員とする。

- 2 会員は、細則に定める正会員および準会員の 2 種類とする。
- 3 正会員は所定の会費を納入しなければならない。会費の額は細則に定める。
- 4 会員とは別に、本会の目的に賛同し、事業を賛助するための企業・団体等をパートナーシップ・カンパニーとする。

(総会)

第 6 条 本会に総会をおく。

- 2 総会は原則として年 1 回開催する。
- 3 総会は会則の変更などを含む重要事項を審議、決定する。
- 4 総会における議決には、出席者（委任状を含む）の半数以上の賛成を必要とする。

(役員)

第 7 条 本会に代表 1 名、副代表 1 名、広報 1 名の役員をおく。

- 2 代表は本会の会務を総括する。
- 3 代表は会員の互選によって定める。
- 4 副代表は代表を補佐し、代表が会務を遂行できない場合にはその職務を代行する。
- 5 副代表、広報は代表が委嘱する。
- 6 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 前任者の任期途中で交代した役員の任期は、前任者の残任任期とする。

8 役員は役員会を構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。

(事務局)

第 8 条 役員をもって事務局とする。

第 9 条 本会に事務局員 1 名をおく。

2 事務局員は会計業務、名簿管理、総会準備、その他本会が必要とする業務を行い、応分の報酬を受け取る。

(会計年度)

第 10 条 本会の会計年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

(委任)

第 11 条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(変更)

第 12 条 この会則は、総会において出席者（委任状を含む）の 3 分の 2 以上の承認がなければ変更できない。

附則

この会則は 2024 年 4 月 7 日から施行する。

細 則

(会員による活動)

第 1 条 会員が活動（営業、イベント開催、販売、配布等）する際には、必ず「国立大学法人鹿児島大学の登録商標である」旨の記載がある **うんまか深海魚** のロゴおよび「かごしま深海魚研究会」の名称を使用することとする（商標使用許諾契約書参照）。

2 同ロゴ入りの物品等は事務局が準備する。

(会費)

第 1 条 正会員の会費は年額一口 10,000 円とする。

2 年度途中で入会した場合の当該年度の会費は、残りの月数×1,000 円を一口とする。

3 年度途中で退会した場合の当該年度の会費は返却されない。

4 正会員においては、非営利の個人および団体からは会費を徴収しない。

(会員)

第 1 条 正会員は、第 3 条に定める活動・事業を行うものとする。さらに、本会のホームページ、イベント、メディア、その他の手段により本会が積極的に情報発信を行う対象となる。

第 2 条 準会員は、第 3 条に定める活動・事業を行うものとする。ただし、本会からの情報発信としては、名称の列挙程度に留めるものとする。

(会計監査)

第 1 条 本会に会計監査をおく。

2 会計監査は代表が委嘱し、総会の承認を受ける。

3 会計監査は本会の会計を監査する。

附則

この細則は 2024 年 4 月 7 日から施行する。